

## 芳賀町観光イベント等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かしの森公園内の観光振興及び誘客促進に寄与する観光イベント等に対し、補助金を交付することに関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年芳賀町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 構成員の1人以上が町内在住又は在勤する者が在籍する団体
- (2) その他町長が適当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する補助対象者が行う次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) かしの森公園において独自に開催する観光振興に資する事業
- (2) 町内外から広く参加できる、又は町内外に広く町の魅力を発信できる事業
- (3) この要綱による支援終了後も継続して実施可能であり、かつ、初開催から5年未満の事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としないものとする。

- (1) 町による他の助成を受けている事業
- (2) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 同一年度内における同一事業
- (4) 政治的活動又は宗教活動に関する事業
- (5) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定める経費とする。ただし、負担金、協賛金等の特定財源（交付対象とならない経費に充てるものを除く。）の額を控除したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) イベントを実施する構成員の人件費又は報償費
- (2) イベントを実施する構成員の飲食費
- (3) 対価を得て提供するものに係る材料費

(4) その他町長が適当でないと認めたもの

3 補助金により取得した備品は、第16条に定める期間中に譲渡、処分又は転売してはならない。

(補助金額)

第5条 補助対象経費に対する補助金の交付額は、1事業当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 同一団体等の同一事業に対する補助期間は、3年以内とする。ただし、事業計画の提出及び事業の選考については、毎年度行うものとする。

3 本事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(事業計画の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める期日までに芳賀町観光イベント等支援事業計画書(別記様式第1号)を提出するものとする。

(事業の選考)

第7条 町長は、前条の計画書の提出があったときは、次に掲げる基準に基づき、事業を選考するものとする。

(1) 事業計画に現実性があること。

(2) 補助金の趣旨と一致する事業効果が期待できること。

(3) 事業計画に継続性があること。

(交付申請)

第8条 前条の規定により選考された事業の申請者は、規則第4条の規定により、補助対象事業を実施する日の30日前までに芳賀町観光イベント等支援事業補助金交付申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 芳賀町観光イベント等支援事業予算書(別記様式第3号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、芳賀町観光イベント等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容の変更に伴い補助金の額に変更が生じる場合は、規則第7条の規定により、遅滞なく芳賀町観光イベント等支援事業計画

変更申請書（別記様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定の額の10分の2以内の減額である場合を除くものとする。

（実績報告）

第11条 規則第8条の規定により、交付決定者は、本事業が完了したときは、芳賀町観光イベント等支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に芳賀町観光イベント等支援事業実績書（別記様式第7号）及び芳賀町観光イベント等支援事業決算書（別記様式第8号）を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、芳賀町観光イベント等支援事業補助金額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた者は、芳賀町観光イベント等支援事業補助金交付請求書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

（補助金の概算払請求）

第14条 交付決定者は、規則第10条第2項の規定により、概算払請求をしようとするときは、芳賀町観光イベント等支援事業補助金概算払交付請求書（別記様式第11号）に関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、概算払請求の上限は、交付決定額の10分の7までとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 別表（第4条関係）

項目	補助対象経費
報償費	講師謝礼、出演料、原稿料、事業協力者謝礼
旅費	講師及び出演者旅費
需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費
役務費	通信運搬費 手数料 広告料 保険料
委託料	会場設営委託料
使用料及び賃借料	会場賃借料 機械器具類等賃借料
原材料費	砂、砂利、木材
備品購入費	機械器具類等（購入費総額が上限10万円（税込み）以下）